

# 住環境の向上をめざして 狭あい道路整備事業を実施しています。

## はじめに

私たちの生活に密着した道路は、災害時の避難路を確保し、住み良い環境を守る上で重要な役割を果たしています。しかし、塩竈市内には、幅 4.0m 未満の狭あい道路がたくさんあります。このような道路は、消防活動や救急活動、交通、日照、通風などの住みやすい環境を作るうえで障害となっています。

そこで、塩竈市では、快適な生活空間、災害に強いまちづくりをめざして、『狭あい道路整備事業』を行っています。



市民の皆様のご理解をお願い致します。

## 狭あい道路整備事業とは？

昭和 25 年に制定された建築基準法により、幅員 4.0m 以上の建築基準法の道路に敷地が接していなければ、建築物は建築（新築、増築、改築等）できません。また、4.0m 未満の道路に接する敷地で建築する場合は、道路の中心から 2.0m 後退した線を道路の境界線とみなし、その境界線から後退して建築しなければなりません。

このように建築を行うごとに後退していくことにより、沿線の道路が将来においては、4.0m 以上の幅員を確保することが法律の目的です。

しかし、法律が施行されてから半世紀以上経った現在でも、4.0m への拡幅がなされないままの状況です。

こうした問題を解決するために、建築の機会をとらえ、後退する敷地について測量等を実施し、4.0m の道路幅員を逐次確保していくことで、良好な市街地の形成と住環境の向上をはかり、災害に強いまちづくりを図っていくものです。

### 対象になる道路は？

- 公道・私道を問わず、幅員4.0m未滿の道路（建築基準法42条2項の道路等）です。その道路に接して建築を行うときには、整備事業の対象となります。

### 事業の内容は？

- 後退する土地に接する道路が公道の場合、後退した土地は、寄附または無償使用の承諾をお願いしています。また、私道の場合は無償使用の承諾をお願い致します。以上の条件の場合は、後退する土地の測量、分筆、登記の費用は、市が負担します。  
ただし、寄附及び無償使用承諾のない場合や土地の売買、事業用の建築敷地の場合は、建築主等の負担でこれらをおこなっていただきます。
- 後退する土地に門、塀、擁壁、柵、樹木、植栽等がある場合は、建築主の負担で撤去していただきます。ただし、撤去費用の一部を市が補助します。（塩竈市狭あい道路整備補助金要綱をご参照ください。）
- 電柱等その他の支障物件がある場合は、建築主等は電柱等の管理者と協議の上、支障とならない箇所に移転をしていただきます。
- 後退した土地は、現在の道路と同等の整備を市が行います。なお、宅地の保全として設置する擁壁の築造等は建築主等の負担となります。また、後退した土地の固定資産税、及び都市計画税は、非課税となります。

### 建築主等が行っていただくその他の内容は？

- 自己所有地へ自身の居住を目的とした（これに類するものを含みます。）一戸建ての住宅を建築する場合は、塩竈市狭あい道路整備要綱（平成7年9月19日告示第68号。以下「整備要綱」という。）に基づく、狭あい協議を実施していただきます。別紙の「狭あい道路整備事業の流れ①」をご参照いただき進めてください。
- 上記以外（法による事業地内の建築や土地売買、事業用の建築物を建築する場合など）であっても、建築基準法に基づく道路後退は必要となります。整備要綱の対象外ですので、建築基準法第12条第5項に基づく報告書の提出が必要です。必要な時期に「狭あい道路拡幅整備協議完了報告書」に添付書類を添え、ご提出ください。
- 整備要綱に基づく申請により、公費負担で測量等業務を進める場合でも、申請者（もしくは代理者）に実施していただく作業がございます。別紙の「狭あい道路整備事業の流れ②」をご参照ください。

### 建築計画が決定し次第速やかに協議をしてください。

- 狭あい協議や測量等は時間を要します。60日以上かかることもありますので、建築計画に合わせ早めに進めていただくようお願い致します。

### 問合せ先

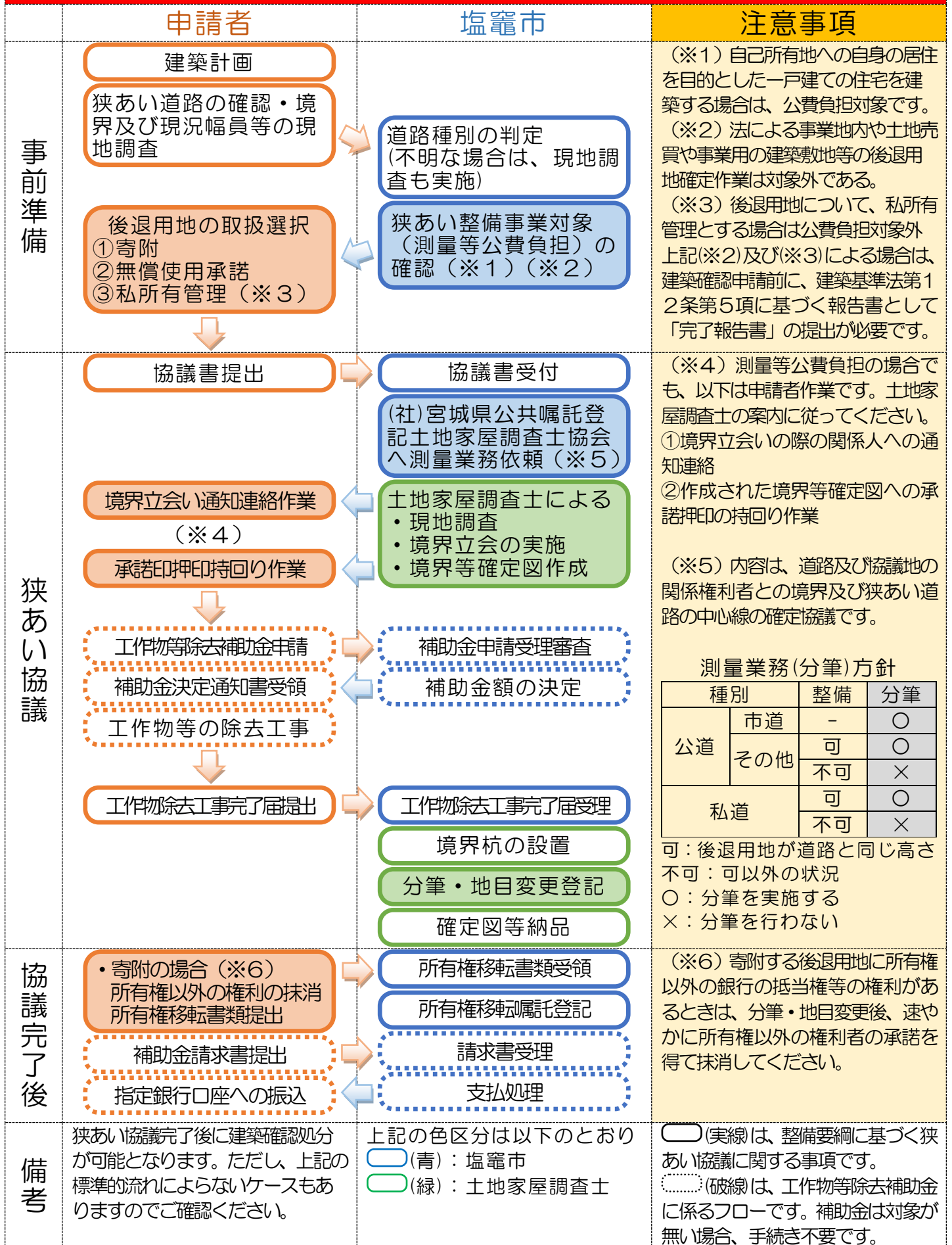
- 塩竈市 建設部 定住促進課 指導係 022-364-1126 までお願いします。

# 狭あい道路整備事業の流れ①

	申請者	塩竈市	必要書類
事前準備	<p>建築計画</p> <p>狭あい道路の確認・境界及び現況幅員等の現地調査</p> <p>後退用地の取扱選択 ①寄附 ②無償使用承諾 ③私所有管理(対象外)</p>	<p>道路種別の判定(不明な場合は、現地調査も実施)</p> <p>狭あい整備事業対象(測量等公費負担)の確認</p>	<p>◎相談時には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○案内図(住宅地図等)</li> <li>○公図の写し(コピーでも良いが縮小しないもの)</li> <li>○対象地や道路など種別内容に合わせた写真</li> <li>※参考例ですので、状況に合わせて種別資料をご用意ください。</li> </ul>
狭あい協議	<p>協議書提出 建築確認申請の60日以上前に提出をお願いします。</p> <p>境界立会い通知連絡作業</p> <p>承諾印押印持回り作業</p> <p>工作物等除去補助金申請 補助金決定通知書受領 工作物等の除去工事</p> <p>工作物除去工事完了届提出</p>	<p>協議書受付 (社)宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ測量業務依頼</p> <p>土地家屋調査士による ・現地調査 ・境界立会の実施 ・境界等確定図作成</p> <p>補助金申請受理審査 補助金額の決定</p> <p>工作物除去工事完了届受理 境界杭の設置 分筆・地目変更登記 確定図等納品</p>	<p>◎協議書提出時には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●狭あい道路整備協議書</li> <li>●位置図</li> <li>●配置図(工作物等がわかるもの)</li> <li>●公図の写し</li> <li>●委任状</li> <li>●門、塀、擁壁等の現況写真</li> <li>※全ての●印一式で2部提出(1部コピー可)</li> </ul> <p>次のいずれかも</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後退用地寄附同意書</li> <li>○後退用地無償使用承諾書</li> <li>※取扱選択により○印のいずれか</li> </ul> <p>◎工作物等除去あれば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●狭あい道路整備補助金交付申請書</li> <li>○狭あい道路整備補助事業変更(中止・廃止)申請書</li> <li>●除去予定の工作物等の図面</li> <li>※当初●印、変更等あれば○印</li> </ul> <p>◎除去工事が完了したら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●工作物等除去工事完了届</li> <li>●除去工事完了後の写真</li> <li>※補助金交付申請済みであれば●印</li> </ul>
協議完了後	<p>・寄附の場合 所有権以外の権利の抹消 所有権移転書類提出</p> <p>補助金請求書提出 指定銀行口座への振入</p>	<p>所有権移転書類受領 所有権移動嘱託登記</p> <p>請求書受理 支払処理</p>	<p>◎後退用地寄附なら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●登記原因証明情報兼登記承諾書</li> <li>●印鑑登録証明書</li> <li>※印鑑登録証明書は3ヶ月以内のもの</li> </ul> <p>◎工作物等除去あれば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○塩竈市狭あい道路整備事業補助金請求書</li> <li>※補助金交付申請済みであれば○印</li> </ul>
備考	<p>補助金請求書提出から指定銀行口座への振入には、三週間程度時間がかかります。</p>	<p>凡例は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(青)：塩竈市</li> <li>○(緑)：土地家屋調査士</li> <li>○(実線)：狭あい協議事項</li> <li>○(破線)は、補助金に係る事項</li> </ul>	<p>◎公費負担対象外の時は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●狭あい道路拡幅整備協議完了報告書</li> <li>●狭あい道路拡幅協議確定図</li> <li>●印鑑登録証明書</li> <li>●土地登記簿謄本(後退用地)</li> <li>●地積測量図(後退用地)</li> <li>●公図 ●中心及び後退標の写真</li> <li>●後退用地整備計画書</li> <li>※全ての●印一式で2部提出(1部コピー可)</li> </ul>



# 狭あい道路整備事業の流れ②



# 塩竈市狭あい道路整備要綱

平成7年9月19日

告示第68号

## (目的)

第1条 この要綱は、市民及び土地所有者等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備をするために必要な措置を講じ、もって安全で秩序ある市街地の形成と良好な居住環境の整備を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 次のいずれかに該当する道路をいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道路。

イ その他、市長がこれと同等と認めるもの。

(2) 建築行為 法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けなければならない行為をいう。

(3) 建築主等 建築行為を行う者並びに建築行為が行われる土地の所有者、使用者及び管理者をいう。

(4) 後退用地 道路の境界線と法第42条第2項の規定によりみなされる境界線又は同等と認められる境界線との間にある土地をいう。

(5) 工作物等 門、塀、建築物の敷地を造成するための擁壁、植栽その他これらに類するものをいう。

## (協議)

第3条 市長は、狭あい道路に接する敷地に建築行為を行う建築主等から法第6条第1項の確認の申請書を提出するために協議を受けたとき、若しくは当該申請書の提出を受けたとき、当該建築主等に対して、次の各号に掲げる事項について協議を求めるものとする。

(1) 後退用地に係る後退線の位置

(2) 後退用地の帰属及び管理

2 前項の協議は、次に掲げる書類の提出を求めることにより行うものとする。

(1) 狭あい道路整備協議書（様式第1号）

(2) 配置図（現況の工作物等の位置がわかるもの）

(3) 公図の写し

(4) 工作物等の現況写真

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

第4条 建築主等は、前条の協議により、後退用地を道路として使用し、かつ、これを市が道路として整備することを承諾した場合は、次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

(1) 後退用地を寄附する場合 後退用地寄附同意書（様式第2号）及び所有権移転の登記に必要な書類

(2) 後退用地を寄附できない場合 後退用地無償使用承諾書（様式第3号）及び地目変更の登記に必要な書類

（後退用地の寄附受入れ）

第5条 市長は建築主等から前条第1号の書類が提出されたときは、後退用地を寄附により取得することができるものとする。

2 前項の寄附の要件及び基準は、市長が別に定めるものとする。

（測量、分筆及び登記）

第6条 市長は、第4条第1号の書類の提出がなされた場合には、当該後退用地を測量し、必要に応じて、これを分筆し、及びその地目を変更し、並びに所有権移転の登記をするものとする。

2 市長は、第4条第2号の書類の提出がなされた場合には、当該用地等を測量するものとする

3 第4条第2号の書類を提出した建築主等は、必要に応じて、これを分筆し、その地目を変更するものとする。この場合において、市長は、これらの手続を建築主等から承諾を受けて行い、及びその費用を負担することができる。

（後退表示杭の設置）

第7条 市長は前条の測量及び分筆が完了した場合は、後退線の両端等に後退表示杭を設置するものとする。ただし、後退表示杭を設置し難いときは、これに代わる物を設置するものとする

2 建築主等は、設置した後退表示杭を常時適切な状態に保つよう努めなければならない。

（後退用地等内の工作物等の除去）

第8条 建築主等は、建築行為の着手前に、後退用地等内の工作物等を除去しなければならない。

（工事等の完了届）

第9条 建築主等は、工作物等の除去工事が完了したときは、速やかに工作物等除去工事完了届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、その工事の完了を確認するものとする。

（工事等費用の補助）

第10条 市長は、第8条に係る費用について、別に定める基準により補助することができる。

(後退用地の整備)

第11条 市長は、取得した後退用地又は無償使用の承諾を受けた後退用地を、その所有権移転登記の完了した日又は無償使用の承諾を受けた日から1年以内に、現況の道路と同等に整備するものとする。

(非課税措置)

第12条 前条の規定により整備を行った後退用地に係る固定資産税及び都市計画税は、地方税法第348条第1項または第2項第1号の規定により非課税とするものとする。

(建築行為が伴わない場合の準用)

第13条 市長は、建築行為が伴わない場合においても、この要綱の目的を達成することができると思われる場合は、この要綱の規定を準用することができるものとする。

(適用除外)

第14条 市長は、後退用地が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱を適用しないものとする。

- (1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に定める施工区域内に存するとき。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為の区域内に存するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要がないと認めるとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

# 塩竈市狭あい道路整備要綱事務取扱要領

平成7年9月19日

庁訓第21号

(趣旨)

第1条 この要領は、塩竈市狭あい道路整備要綱（平成7年塩竈市告示第68号。以下「整備要綱」という。）の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、整備要綱で定める用語の例による。

(寄附の要件)

第3条 整備要綱第5条の規定により市長が定める後退用地の寄附の要件は、後退用地に  
所有権以外の権利関係がないもの又は当該権利の抹消の 承諾を得られるものとする。

2 整備要綱第5条の規定により市長が定める寄附の基準は、次に定める ものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に  
よる後退用地又は市長がこれと同等と認めるもので、その面する道路が公道であるも  
の

(その他)

第4条 整備要綱第14条第3号の規定による市長が特に必要がないと認めるときとは、  
次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 法第42条第1項第5号による位置の指定を受けた道路又は受けようとする道路で  
あるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が要綱を適用することが不適當と認めたとき。

付 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。



# 塩竈市狭あい道路整備補助金要綱

平成7年9月19日

告示第69号

(趣旨)

第1条 市は、狭あい道路の拡幅の誘導を図るため、塩竈市狭あい道路整備要綱（平成7年塩竈市告示第68号。以下「整備要綱」という。）による建築主等が行う後退用地内の工作物等の除去に要する経費について、当該建築主等に対し、予算の範囲内において、狭あい道路整備補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、整備要綱で定める用語の例による。

(交付対象等)

第3条 狭あい道路整備補助金の交付対象となる経費及び補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による後退工作物等の除去費用を対象とし、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定。）に準じて算出した額に2分の1を乗じて得た額（ただし、20万円を限度とする。）。ただし、同基準による積算が困難な場合は、見積書等を参考とすることができるものとする。
- (2) 塩竈市狭あい道路整備要綱第2条（1）のイの規定による後退 前号の規定を準用する。

(交付申請)

第4条 補助金交付申請書は、様式第1号によるものとし、整備要綱第4条各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類を提出したときに提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業を変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合には、様式第2号により市長の承認を受けること。
- (2) 助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(実績報告)

第6条 補助事業実績報告書は、整備要綱第9条の工作物等除去工事完了届の提出をもって提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は平成7年10月1日から施行し、平成7年度予算に係る補助金に適用する。

# 塩竈市狭あい道路整備要綱等に基づく測量等実施基準

平成31年2月8日

塩竈市建設部定住促進課長決裁

## (目的)

第1条 この基準は、塩竈市狭あい道路整備要綱（平成7年塩竈市告示第68号。以下「整備要綱」という。）第6条第1号及び第2号の規定に基づく分筆及び地目の変更、並びに塩竈市狭あい道路整備要綱事務取扱要領（平成7年塩竈市庁訓第21号）以下「事務取扱要領」という。）の執行に必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この基準における用語の定義は、整備要綱で定める用語の例による。

## (分筆等)

第3条 整備要綱第6条に基づき分筆及び地目の変更を実施する後退用地は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路に接するもの
- (2) 塩竈市公共物管理条例（昭和44年条例第12号）に規定される公共物に接するもののうち、整備要綱第9条に基づく工作物等除去完了届を提出するまでに前面道路の高さと同じ高さに整備されるもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもののうち、その前面の道路と同じ高さのもの

## (適用除外)

第4条 事務取扱要領第4条第2号の規定による市長が整備要綱を適用することが不相当と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 会社、寺社等の法人が行う事業のとき
- (2) 営利を目的として行われる事業のとき
- (3) 土地又は建物の売買を行うとき
- (4) 公共団体、公社、公団等の公的団体が行う事業のとき

## 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 狭あい道路整備協議書

年 月 日

塩 竈 市 長 殿

住所  
協議者氏名 印  
電話 ( )

塩竈市狭あい道路整備要綱第3条の規定により協議を行いたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請いたします。

### 記

建 築 主	住 所			
	氏 名	印 電 話 ( )		
土 地 所 有 者	住 所			
	氏 名	印 電 話 ( )		
代 理 者	住 所			
	氏 名	印 電 話 ( )		
協 議 する 地 名 ・ 地 番				
狭 あ い 道 路 の 種 類	公 道 (市道・その他) ・ 私 道 ・ 同 等 道 路			
敷 地 の 概 要	建 物 用 途		敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
	道 路 幅 員	m	敷 地 の 形 態	角 地 ・ 他
	道 路 に 接 する 延 長	m	既 存 の 門 塀	有 ・ 無
	既 存 の 擁 壁	有 ・ 無	既 存 の 樹 木	有 ・ 無
	そ の 他 の 支 障 物 件	有 ( ) ・ 無		
工 事 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
後 退 用 地 の 取 扱 い	寄 附 ・ 無 償 使 用 承 諾 ・ 私 有			
す み 切 り の 取 扱 い	寄 附 ・ 無 償 使 用 承 諾 ・ 私 有		大 き さ ( m × m )	

※ 位置図・配置図（前面道路現況図）・公図の写し・委任状・門、塀、擁壁等の現況写真（2方向以上）

## 後退用地寄附同意書

年 月 日

塩竈市長 殿

土地所有者 住所  
氏名  
電話 ( ) 印

建築主 住所  
氏名  
電話 ( ) 印

下記の後退用地を公道の道路敷きとして、塩竈市に寄附することに同意します。また、この土地に所有権以外の権利がある場合は、速やかに抹消いたします。

なお、このために必要な書類を後日提出することに異議ありません。

### 記

土地の所在		面積	幅	長さ	地目	備考
地名	地番					
						公道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> その他
						公道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> その他
						公道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> その他

## 後退用地無償使用承諾書

年 月 日

塩竈市長 殿

土地所有者 住所  
氏名  
電話 ( ) 印

建築主 住所  
氏名  
電話 ( ) 印

下記の後退用地を公衆用道路として、使用することを承諾いたします。  
なお、このために必要な書類を後日提出することに異議ありません。

### 記

土地の所在		面積	幅	長さ	地目	備考
地名	地番					

## 工作物等除却工事完了届

年 月 日

塩竈市長 殿

土地所有者 住所  
氏名  
電話 ( ) 印

建築主 住所  
氏名  
電話 ( ) 印

塩竈市狭あい道路整備要綱第8条に基づく工作物等の除却工事が完了したので、同要綱第9条の規定により届け出ます。

記

完了年月日	年 月 日
地名・地番	
除却工作物等	

添付書類

1. 除却工事完了後の現況写真（2方向以上）



## 狭あい道路整備補助金交付申請書

年 月 日

塩竈市長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
電話 ( )

下記の工事について、費用の補助を受けたいので、狭あい道路整備補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類添付の上、申請します。

### 記

補助事業の対象地	塩竈市
補助事業の種類	1 建築基準法第 42 条第 2 項の規定による後退 (門、塀、その他工作物の除却費用)
	2 塩竈市狭あい道路整備要綱第 2 条 (1) イの規定による後退 (門、塀、その他工作物の除却費用)

備考 ※補助事業の対象地は除却した土地の地番を記入すること。  
※補助事業の種類は該当する箇所を○で囲むこと。

### 添付書類

1. 除去予定の工作物の平面図・立面図 (1/100) 断面図(1/50)各 1 部
2. 請求書 1 部 (後日提出でも可)

## 狭あい道路整備補助事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

塩竈市長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
電話 ( )

年 月 日付け塩竈市指令第 号で交付の決定を受けた狭あい道路整備補助金の対象事業については、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、塩竈市狭あい道路整備補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

### 記

1. 申請内容 変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止  
( )

2. 申請理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※注 申請内容が変更の場合は、( )にその内容を具体的に記載すること。

塩竈市狭あい道路整備事業補助金請求書

年 月 日

塩竈市長 殿

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は  
名称及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け第 号で確定通知のあった塩竈市狭あい道路  
整備補助金の支払いを受けたいので、下記のとおり請求いたします。

記

1. 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 振込先

1. 補助金振込先	金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 組合 出張所
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	.....
2. 口座名義	フリガナ	
	口座名義人	
3. 備考	※ゆうちょ銀行で支店名不明の場合は、こちらに記号・番号を記入してください。	

以上

## 狭あい道路整備協議書

〇 年 〇 月 〇 日

塩 竈 市 長 殿

住所 塩竈市旭町〇番〇号  
協議者氏名 塩竈 太郎  
電話 022 (364) 1〇〇〇

塩竈市狭あい道路整備要綱第3条の規定により協議を行いたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請いたします。

## 記

建 築 主	住 所	塩竈市旭町 〇番 〇号		
	氏 名	塩竈 太郎		電話 022 (364) 1〇〇〇
土 地 所 有 者	住 所	塩竈市旭町 〇番 〇号		
	氏 名	塩竈 一郎		電話 022 (364) 1〇〇〇
代 理 者	住 所	仙台市青葉区一番町一丁目〇番〇号		
	氏 名	(株) 仙台建築設計事務所 鈴木 一郎		電話 022 (222) 〇〇〇〇
協 議 する 地 名 ・ 地 番	塩竈市旭町〇番〇			
狭 あ い 道 路 の 種 類	公 道 (市道・ <del>その他</del> ) ・ <del>私道</del> ・ <del>同等道路</del> <span style="color: red;">——</span>			
敷 地 の 概 要	建 物 用 途	専用住宅	敷 地 面 積	201.55 m <sup>2</sup>
	道 路 幅 員	3.050 m	敷 地 の 形 態	角地 ・ <del>他</del>
	道 路 に 接 する 延 長	11.844 m	既 存 の 門 塀	有 ・ 無
	既 存 の 擁 壁	<del>有</del> ・ 無	既 存 の 樹 木	<del>有</del> ・ 無
	そ の 他 の 支 障 物 件	有 ( 電 柱 ) ・ 無		
工 事 予 定 期 間	平成 12 年 11 月 〇 日 ~ 平成 13 年 3 月 〇 日			
後 退 用 地 の 取 扱 い	寄 附 ・ <del>無償使用承諾</del> ・ <del>私存</del>			
す み 切 り の 取 扱 い	寄 附 ・ <del>無償使用承諾</del> ・ <del>私存</del>		大 き さ ( 2 m × 2 m )	

※ 位置図・配置図（前面道路現況図）・公図の写し・委任状・門、塀、擁壁等の現況写真（二面以上）

## 後退用地寄附同意書

○ 年 ○ 月 ○ 日

塩竈市長 殿

土地所有者 住所 塩竈市旭町○番○号  
氏名 塩竈 太郎  
電話 022 (364) 1000



建築主 住所 塩竈市旭町○番○号  
氏名 塩竈 一郎  
電話 022 (364) 1000



下記の後退用地を公道の道路敷きとして、塩竈市に寄附することに同意します。また、この土地に所有権以外の権利がある場合は、速やかに抹消いたします。

なお、このために必要な書類を後日提出することに異議ありません。

### 記

土地の所在		面積	幅	長さ	地目	備考
地名	地番					
塩竈市 旭町	○番○の 一部	狭あい協議により確定した後退用地				公道 <input checked="" type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> その他

## 後退用地無償使用承諾書

○ 年 ○ 月 ○ 日

塩竈市長 殿

土地所有者 住所 塩竈市旭町○番○号  
氏名 塩竈 太朗  
電話 022 (364) 1000



建築主 住所 塩竈市旭町○番○号  
氏名 塩竈 一郎  
電話 022 (364) 1000



下記の後退用地を公衆用道路として、使用することを承諾いたします。  
なお、このために必要な書類を後日提出することに異議ありません。

### 記

土地の所在		面積	幅	長さ	地目	備考
地名	地番					
塩竈市 旭町	○番○の 一部	狭あい協議により確定した後退用地				



## 工作物等除却工事完了届

○ 年 ○ 月 ○ 日

塩竈市長 殿

土地所有者 住所 塩竈市旭町○番○号  
氏名 塩竈 太朗  
電話 022 (364) 1000



建築主 住所 塩竈市旭町○番○号  
氏名 塩竈 一郎  
電話 022 (364) 1000



塩竈市狭あい道路整備要綱第8条に基づく工作物等の除却工事が完了したので、同要綱第9条の規定により届け出ます。

記

完了年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日
地名・地番	塩竈市旭町○番○の一部
除却工作物等	擁壁・門

添付書類

1. 除却工事完了後の現況写真（2方向以上）

## 狭あい道路整備補助金交付申請書

○ 年 ○ 月 ○ 日

塩竈市長 殿

申請者 住所 塩竈市旭町○番○号  
氏名 塩竈 一郎  
電話 022 (364) 1○○○



下記の工事について、費用の補助を受けたいので、狭あい道路整備補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類添付の上、申請します。

### 記

補助事業の対象地	塩竈市旭町○番○の一部
補助事業の種類	1 建築基準法第 42 条第 2 項の規定による後退 (門、塀、その他工作物の除却費用)
	2 塩竈市狭あい道路整備要綱第 2 条 (1) イの規定による後退 (門、塀、その他工作物の除却費用)

備考 ※補助事業の対象地は除却した土地の地番を記入すること。  
※補助事業の種類は該当する箇所を○で囲むこと。

### 添付書類

- 除去予定の工作物の平面図・立面図 (1/100) 断面図(1/50)各 1 部
- 請求書 1 部 (後日提出でも可)

狭あい道路整備補助事業変更（中止・廃止）申請書

○ 年 ○ 月 ○ 日

塩竈市長 殿

申請者 住所 塩竈市旭町○番○号  
氏名 塩竈 一郎  
電話 022 (364) 1000



○ 年 ○ 月 ○ 日付け塩竈市指令第 ○○ 号で交付の決定を受けた狭あい道路整備補助金の対象事業については、下記のとおり変更（~~中止・廃止~~）したいので、塩竈市狭あい道路整備補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

1. 申請内容 変更 ・ 中止 ・ 廃止  
( )

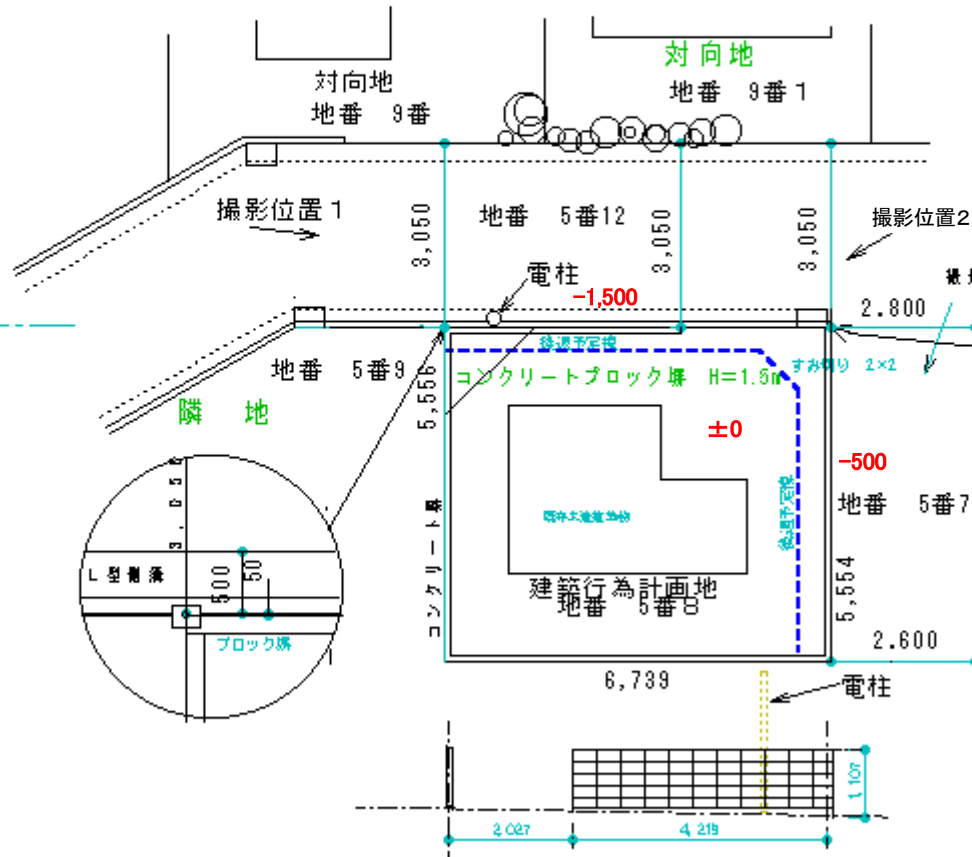
2. 申請理由 例) 除去工事着手後に鉄筋コンクリート造であることが判明したため。併せて数量の計上誤りも判明したため

※注 申請内容が変更の場合は、( )にその内容を具体的に記載すること。

# 狭あい道路整備協議書添付配置図作成例

## 申請敷地 前面道路現況図

(図面は、2部提出してください。縮尺は100分の1)  
 現況幅員の測定箇所(最低3箇所及び、屈曲点の箇所)

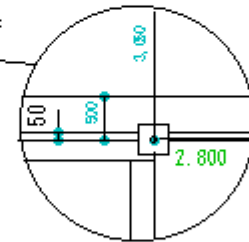
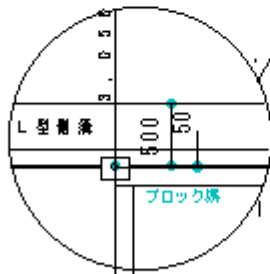


### 記入するもの

- 側溝等の位置、種別
- 境界石の有無
- 工作物の種別(ブロック塀等)
- 電柱の位置
- 既存建築物の位置
- 道路の反対側の状況 等
- 敷地(土地)等の地名地番
- 敷地と道路の高低差

### ポイントの拡大

== 現況幅員を計測した位置



調査年月日	年 月 日
建築主	
作成者	住所 氏名 電話番号
	印